



米の検査等級が変わります

三段階に整理 簡素化

国内産米の検査等級区分は、昭和三十一年以後、一〜五等で行われてきました。

今回の改正によって、「等級区分」は、現行一〜三等を合併して新一等に、現行四等は新二等に、現行五等は新三等になります。

なお、検査の規格は「等級区分」と同じように、新規格の三等は現在の五等、二等は四等と同じになります。一等については現在の三等と同じ規格になります。

この改正の理由は
◎昭和四十四年の自主流通制度の登足以降、品質の評価が等級を細分化するよりも銘柄に重きがかけられるようになったこと。
◎最近、稲作の機械化、省力化によって、一〜二等米の出回り率が減少したこと。
◎精米機の精能、とう精技術の向上などによって、細分化の必要がなくなつたこと。

◎倉庫技収容力の増大、運送の効率化や売買業務の簡素化など米の流通の合理化、検査業務の効率化にも適合すること。
◎米の取引当事者が、等級を三分に整理合理化することを希望していること。
◎などの理由で改正されることになったものです。

登録免許税の軽減

新築住宅の「登記」で次の要件にあてはまるものは、税率が保存登記では〇、六〇が〇、二〇に、又移転登記では五、〇〇から〇、二〇に軽減されます。

①家屋の床面積が百六十五平方メートル（五十坪）以下であること。

②昭和五十四年三月三十一日まで取得した自分が住むための新築住宅であること。

③新築後一年以内の登記であること。

納期のおしらせ

6月納期の村税等は次のとおりです。30日までに納入して下さい。

- ◎村民県税 第 1 期
- ◎国民年金 第 1 期

※ 口座振替納税の方で、前納される場合は、係迄連絡して下さい。

税 務 課

広報合冊版は申込みされましたか
申込み期限……あとわずかです。
申込みは企画室まで

七月の心配ごと
相談日は

十日
十七日（年金相談日）です。
二十四日
会場 月寿荘
時間 午後一時三十分〜午後四時
時まで

犬の引取業務

七月は十七日です

犬の引取り、七月は標記のとおりです。午前中に受け付け、午後から引取ります。又、野犬等の苦情処理日は十九日と三十一日です。

人権相談所開設

例年、中の口村と合同で実施している人権相談が、次の日程で開設されます。

地元の人権擁護委員と法務局の職員が相談に応じます。お気軽においでください。

日 時 7月4日（火）
午前10時〜午後3時
場 所 月寿荘

五月一日〜五月三十一日受理



落としものコーナー

ここに掲載の落としものは、白根警察署に保管中です。

- ① 4月26日▼現金一〇、〇〇〇円
- ② 月漏村大別当
- ③ 5月2日▼現金一〇、〇〇〇円
- ④ 白根市中央通
- ⑤ 5月4日▼腕時計、白根市能登
- ⑥ 5月8日▼腕時計、白根市本町
- ⑦ 5月9日▼腕時計、白根市下山
- ⑧ 5月14日▼現金一〇、〇〇〇円
- ⑨ 白根市魚町
- ⑩ 5月16日▼現金一〇、〇〇〇円
- ⑪ 7月5日▼現金一〇、〇〇〇円
- ⑫ 白根市新飯田
- ⑬ 5月22日▼腕時計、月漏村大字
- ⑭ 5月27日▼財布（四八七三円）
- ⑮ 白根市三之町

心あたりの方は、白根警察署へ電話、白根局二二二番

- ◎生れた人
- 間嶋 昌子 保護者 部落名 月滑
- 青柳 理恵子 利夫 月滑
- 藤村 奈々 和明 下曲通
- 横山 綾子 幸成 月漏
- 木村 絵梨子 信広 上曲通
- ◎亡くなった人
- 野澤 幸市 68 世帯主 部落名 氏名 文一 月漏
- 田中 ハナ 65 キセ 下曲通

- ◎およろこび
- 小林 康夫 世帯主 部落名 西萱場
- 木村 康代 キヨ 名古屋市
- 長沼 裕之 正雄 瀧東村
- 渡邊 奈緒子 鐵彌 月漏
- 関 正利 栄一 新築田市
- 佐藤 ヒサ 耕治 西萱場
- 神保 志美 政二 釣奇
- 小沢 清美 清次郎 浜松市
- 正木 藤生 清重 川崎市
- 林 則子 潮貳 西萱場
- 類木 都頼 兼市 東予市
- 本間 富栄 正之輔 月漏
- 佐藤 富子 國之輔 三条市
- 斎藤 實千代 寅吉 大別當
- 小柳 一男 寅吉 大別當
- 斎藤 信子 寅吉 大別當
- 山坂 和夫 巳三郎 京ヶ瀬村
- 栄 二太郎 西萱場